

「OPEN INABU」 規約

- 第1条 この規約は、稲武地区活性化取組の一環として移住者の発掘と居住・就農・就業をまとめてサポートすることを目的とした事業を実施するための規約とする。
- 第2条 OPEN INABU の事務局をトヨタケ工業株式会社内に置き事業の企画立案実施する。
2項 OPEN INABU の代表責任者を横田幸史朗とし事務局をトヨタケ工業㈱内に置く
- 第3条 OPEN INABU 事務局は事業資金及び備品などの管理を行う。
2項 事業資金は、豊田信用金庫稲武支店に普通預金口座を開設し管理する。
3項 事業資金は豊田市「ミライのフツウ☆チャレンジ」コンテストにより採択され決定した助成金及び賛同する稲武地区内企業などからの協賛金を充てる。また、事業実施に伴う参加費用徴収の場合はその参加費を事業資金に繰り入れる。
4項 事業実施に伴う支出は目的と金額を明確にし事務局が支払する。
5項 毎年3月末を会計年度の区切りとし事務局は決算書を作成し代表責任者の決裁をうける。但し、初年度は決算書を豊田市に提出し監査を受ける。
6項 トヨタケ工業㈱以外の企業が OPEN INABU の活動に参加を希望し登録した場合は登録者から監事を選任し監査を受ける。
- 第4条 OPEN INABU の趣旨に賛同する稲武地区内の企業、団体などが共に活動を希望する申し出がある場合は活動を共にする。但し、協賛金の提供を受けることを前提とする。
2項 協賛する企業、団体は OPEN INABU 事務局に協賛金を支払い登録する。
3項 OPEN INABU 事務局は登録名簿を作成し管理する。
- 第5条 実施する事業は稲武地区に新規定住を希望する家族を迎い入れるための、就農・就業及び居宅について支援サポートするが、会社及び協賛企業、団体の従業員確保が大前提であることを念頭に置く。
- 第6条 実施事業に関しては、その時々ニーズに合わせた内容の企画となっても良いものとする。
- 第7条 OPEN INABU の活動を中止（廃止）した場合は全ての資産（備品）・資金は会社に帰属することを基本とするが疑義がある場合は OPEN INABU 登録名簿者全員の協議により処理する。

この規則は、平成 27 年 3 月 16 日より施行する。

改訂-1 平成 28 年 4 月 9 日

OPEN INABU 事務局 (トヨタケ工業㈱内)
代表責任者 横田幸史朗
441-2521 豊田市桑原町中山形 28 番地
TEL : 080-5103-1282 FAX : 0565-82-3129
e-mail : info@open-inabu.main.jp

OPEN INABU 登録名簿

- | | | | |
|------------------|---------|-------|---------------|
| 1. トヨタケ工業株式会社 | 代表取締役社長 | 横田幸史朗 | 0565-82-2501 |
| 2. 大野瀬梨野営農組合 | 組合長 | 鈴木茂治 | 090-7866-2337 |
| 3. 株式会社小野デザイン事務所 | | 小野 健 | 0565-36-0590 |

協賛会社名簿

- | | | | |
|-----------------|-------|-------|---|
| 1. 株式会社 安藤組 | 代表取締役 | 安藤和央 | TEL 0565-82-2505 |
| | | | FAX 0565-82-3388 |
| | | | e-mail kazoo@kkandou.co.jp |
| 2. 株式会社 日下歯車製作所 | 代表取締役 | 長谷川靖高 | TEL 0565-82-3375 |
| | | | FAX 0565-82-3376 |
| | | | e-mail inabu@kusaka-gear.co.jp |